新見市消防体制基本構想計画

市民の安全・安心を守るため
持続可能な消防体制をめざして

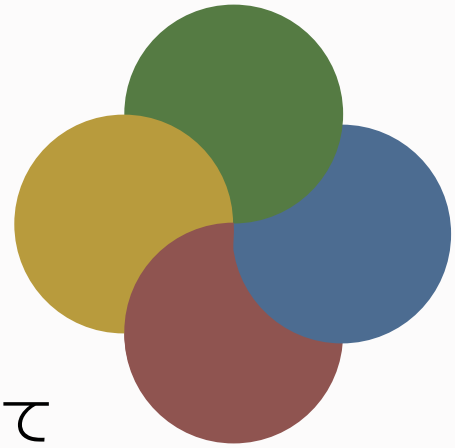

令和８年 11 月改訂

新見市消防本部

改訂にあたって〔令和８年11月改訂〕

新見市消防体制基本構想計画[i]（以下「構想計画」という。）は、将来にわたり持続可能な消防体制を構築するため、令和３年度から令和12年度までの10年間を計画期間として、令和３年４月に策定したものです。

構想計画策定後、消防庁舎の建替えをはじめとする施設整備など、第１段階として取り組むべき事業については、一定の進捗が見られました。一方で、人口減少や高齢化、医療提供体制の変化、高い水準で推移する救急需要、消防職員の確保など、本市を取り巻く状況は、計画策定時からさらに厳しさを増しています。

このような中、令和７年度末を一つの節目として、これまでの取組を検証し、後半５年間に向けた消防体制のあり方を改めて整理するため、新見市消防体制基本構想検討委員会[ii]（以下「検討委員会」という。）において検討を行いました。検討委員会では、現行計画の成果と課題を確認するとともに、限られた人員、車両、施設及び資機材を市全体で有効に活用し、消防・救急サービスの水準を維持するための方向性について提言をいただきました。

今回の改訂は、この提言を踏まえ、構想計画の基本理念を継承しながら、後半５年間に取り組む事項を明確にするものです。特に、これまで整備してきた消防拠点や車両を生かしながら、署所ごとの固定的な職員配置を見直し、消防・救急需要や災害状況に応じて市全体で人員を柔軟に運用することで、実際に出場・活動できる部隊を確保するとともに、必要な消防機能を将来にわたり維持していくことを重視します。

今回の改訂により、市民の安全・安心を守るという消防の使命を改めて確認するとともに、次の世代に引き継ぐことのできる持続可能な消防体制の構築を着実に進めていきます。



令和７年８月 22 日　新消防庁舎運用開始

はじめに〔令和３年４月策定時〕

新見市の消防体制については、令和２年に策定された「新見市総合計画」（以下「総合計画」という。）の中で、「機能的な消防救急体制で市民の生命、財産を守る」ものと定め、常に消防機能及び地域消防力の強化を図るとともに社会の変化に応じて見直しを進めることとしております。人口減少や高齢化がさらに進む社会の中で、近年、災害の発生要因は複雑・多様化してきており、今後、市民が消防に寄せる期待は、ますます大きなものとなっています。

このことから、本市が大きな被害を受けた、「平成30年７月豪雨災害」及び「令和元年９月集中豪雨災害」から得た教訓をもとに、消防の取組を総括・検証するとともに、将来に向けた持続可能な消防体制のあり方について、有識者、消防業務に関係する団体及び地域住民の代表者で構成する新見市消防体制基本構想検討委員会において議論を重ねていただいた結果、出された提言を参考とし、このたび「新見市消防体制基本構想計画」を策定しました。

消防の任務は、いうまでもなく火災や風水害、地震等の自然災害から、公助として市民の“いのち”を守ることです。

しかし、公の力をはるかに上回る大規模災害等が発生した場合、災害に対して、「自助」・「共助」・「公助」がそれぞれに果たす役割分担は７：２：１と言われており、「自助」・「共助」が特に重要となってきます。

市民・地域・消防、それぞれがこれを認識し、与えられた役割を適切に担うことができるよう、協力体制を充実させていくことが必要と考えます。

構想計画は、将来の新見市において、持続可能な消防体制の構築を主眼として、総合計画のまちづくりにおける施策展開の方向性としてかかげられる「安全で、市民生活を支えられるまち」の実現に向けて、市民・地域・消防がともに連携し、協力しながら取り組んでいくために必要な計画です。

今後は、本計画を市民の皆様と共有しながら、恒久的に安全で安心して暮らせるまちを目指していきたいと考えています。

令和３年４月
新見市消防長

◇目次

改訂にあたって〔令和８年11月改訂〕

はじめに〔令和３年４月策定時〕

Ⅰ　構想計画の趣旨について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

　1　構想計画の趣旨

　2　総合計画ⅲとの連携

　3　構想計画の検証体制

　4　構想計画の期間

Ⅱ　構想計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

　1　消防を取り巻く環境の変化

　2　国の動向

Ⅲ　策定に向けた現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

　1　消防組織体制

　2　警防体制

　3　予防体制

　4　新見市消防団の状況

　5　自主防災組織等

　6　主要な課題

Ⅳ　主要な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

　1　消防本部・消防署の取組

　2　消防団の取組

　3　自主防災組織等の取組

　4　計画の推進と検証

おわりに

Ⅰ．構想計画の趣旨について

計画を実行する
既存拠点の活用と人員・車両の柔軟な運用
施設・装備の改修・更新、
組織・勤務体制の見直し

計画を作成する
第３次新見市総合計画
新見市消防体制基本構想計画

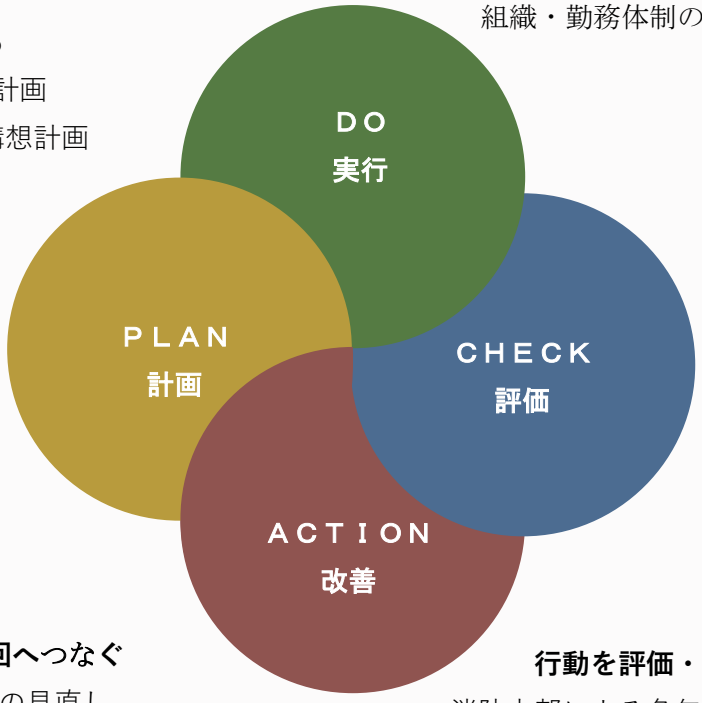

改善し次回へつなぐ
消防体制の見直し
基本構想計画の見直し

行動を評価・分析する
消防本部による各年度の確認・検証
検討委員会等による計画終了時の検証・評価

消防体制のＰＤＣＡサイクル

1　構想計画の趣旨

この計画は、「安全で、市民生活を支えられるまち」を実現するため、本市の人口動態、医療提供体制、消防・救急需要、地域防災力その他の社会情勢の変化を踏まえ、限られた人員、車両、施設及び資機材を最も効果的に活用し、将来にわたり消防力を維持・強化できる持続可能な消防体制を構築することを目的として策定するものです。令和８年11月の改訂では、令和３年度から令和７年度までの５年間の取組を検証するとともに、検討委員会からの提言を踏まえ、後半５年間の消防体制の方向性を明確にします。

2　総合計画との連携

総合計画は、本市が目指す将来像や目標を明らかにし、その実現に向けた基本的な考えを示す「基本構想」と、基本構想に基づく行政分野を総合的、体系的に示す「行動計画」の２層で構成されています。構想計画は、行動計画に掲げる行政各分野の施策・取組のうち、消防・救急に関する施策を具体的に実施するための計画として位置づけます。

3　構想計画の検証体制

消防本部が各年度の実施状況を確認・検証し、必要な改善を図ります。また、計画期間の終了時には、検討委員会等による検証を行い、その結果を次期計画へ反映します。

4　構想計画の期間

計画の期間は、令和３年度から令和12年度の10年間とします。なお、本計画は、策定から５年が経過した令和７年度末の状況を踏まえ、令和８年４月に時点修正を行いました。その後、令和８年度に検討委員会の検証及び提言を踏まえ、後半５年間の取組の方向性を明確にするため、改訂しました。

Ⅱ．構想計画策定にあたって

1　消防を取り巻く環境の変化

近年、災害や事故が複雑・多様化、大規模化しており、また、人口減少社会への移行により、市民ニーズの変化、急速な高齢化社会の到来、さらには豪雨災害や新興感染症への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。一方で、本市の財政状況も踏まえ、消防体制のより一層の効率的・効果的な運用が求められています。

今後の消防は、このような社会環境や市民ニーズの変化、高い確率で発生が予測されている南海トラフ地震をはじめとした大規模災害時に的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守っていくことが求められています。

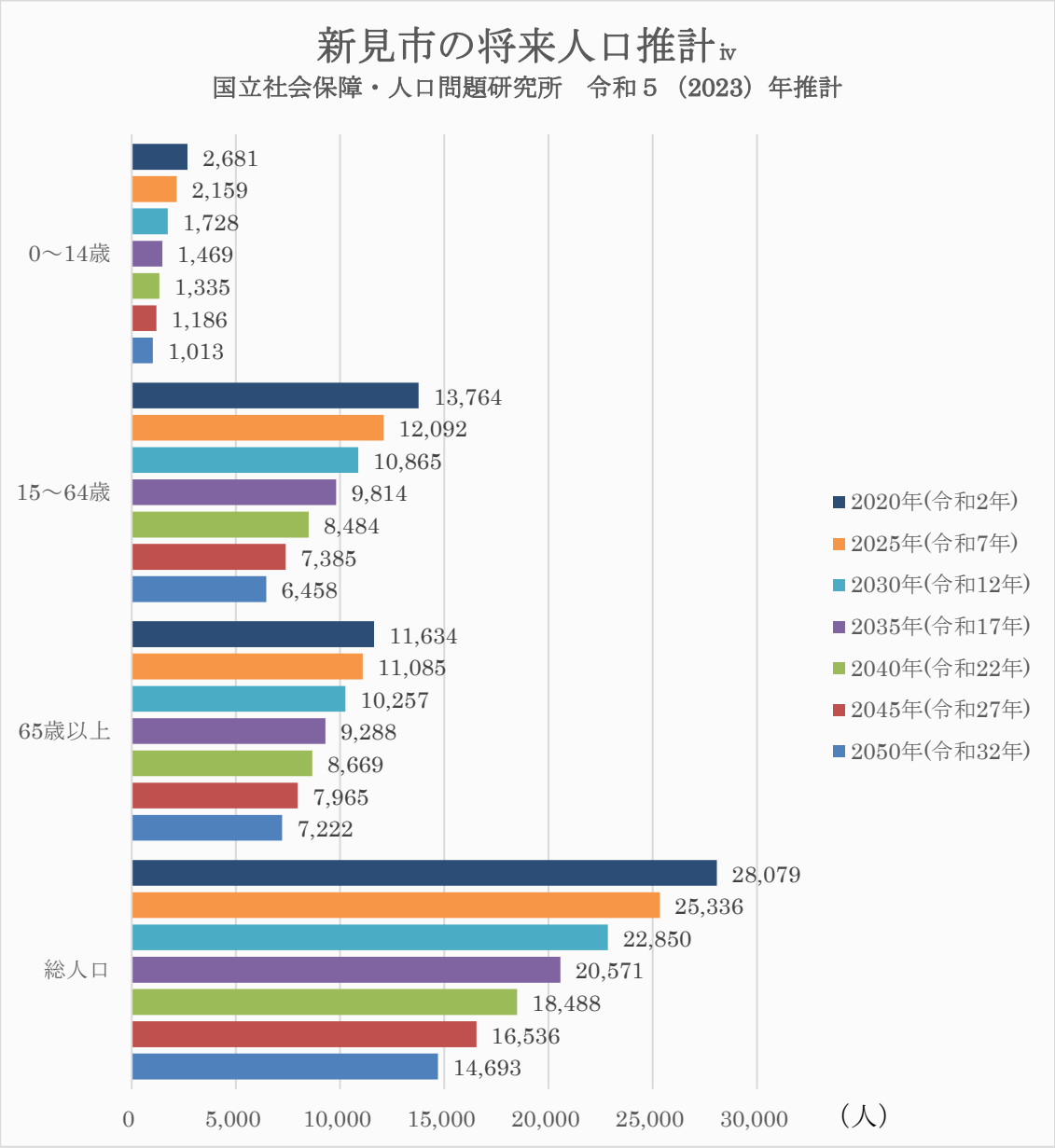

2　国の動向

（１）消防力の整備指針

平成17年に市町村の消防力の整備目標としての性格を明確にし、十分な活動を促すため、告示の名称が「消防力の基準」から「消防力の整備指針」ｖに改められ、以下の基本理念のもと地域の実情に即して具体的な整備に取り組むことが要請されました。

○ 総合性の発揮
○ 複雑・多様化、高度化する災害への対応
○ 地域の防災力を高めるための連携
○ 大規模災害時等における広域的な対応

（２）消防・救急無線のデジタル化

電波法関係審査基準の改正により、平成28年５月31日までに従来のアナログ式消防救急無線からデジタル式消防救急無線へ移行することとされ、本市においても平成26年11月に消防救急デジタル無線の運用を開始しました。今後は、設備の更新時期を見据え、国・県の動向や近隣消防本部の状況を継続的に把握しながら、通信指令業務の共同運用を含む連携の可能性を検討します。

（３）緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊の基本計画に基づき、部隊及び装備の充実を図るとともに、一層効果的な消防応援を行うため、後方支援体制の充実が図られています。また、各関係機関と連携し、より実践的な地域ブロック合同訓練を実施しています。本市においても、救助隊１隊、消防隊３隊、救急隊１隊を登録し、車両の整備、隊員の技術向上に努めています。





（４）救急需要及び救急救命士の処置範囲拡大

令和２年から令和４年（コロナ禍）は、一時的に救急出場件数は減少しましたが、それ以降は毎年1,700件を超えています。人口減少と同時に高齢化も進み、65歳以上の人口の減少は緩やかであることから、救急需要は当面、高い水準で推移すると見込まれます。また、医療提供体制の変化や救急救命士の処置範囲の拡大により、救急隊には、より高度で的確な判断と対応が求められています。

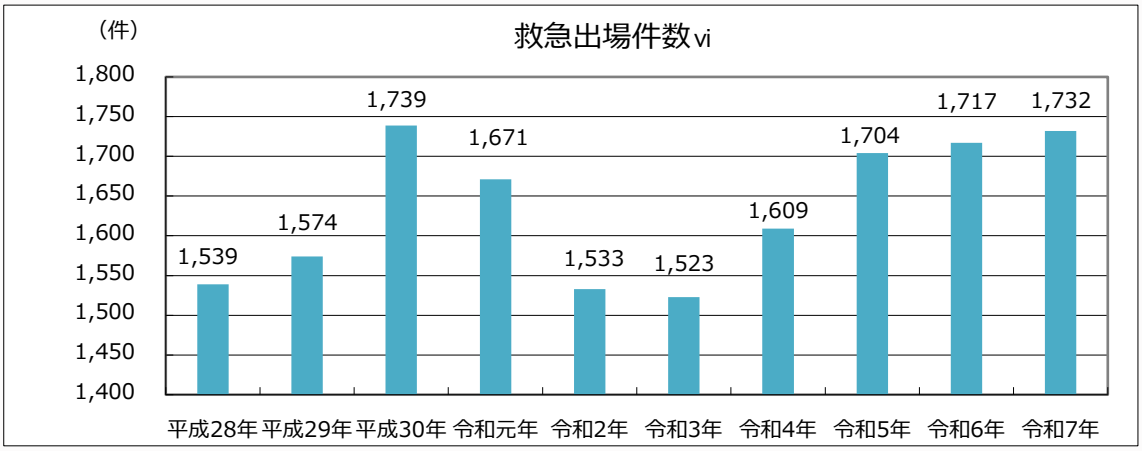

（５）救急搬送及び医療機関の受入体制の構築

傷病者の状況に応じ、より適切で、円滑な救急搬送及び受入体制の構築を図るため、消防法の一部を改正する法律が平成21年10月30日に施行されました。この改正により「都道府県はメディカルコントロール協議会等を活用した、消防や医療機関等で構成する協議会を設置し、傷病者の受入れに関する実施基準を、地域の実情に応じて策定していくこと」とされ、岡山県においてはメディカルコントロール協議会を平成21年に設置して連絡調整や検討を重ねており、救急救命士の質の向上と救命処置の質の担保を図っています。

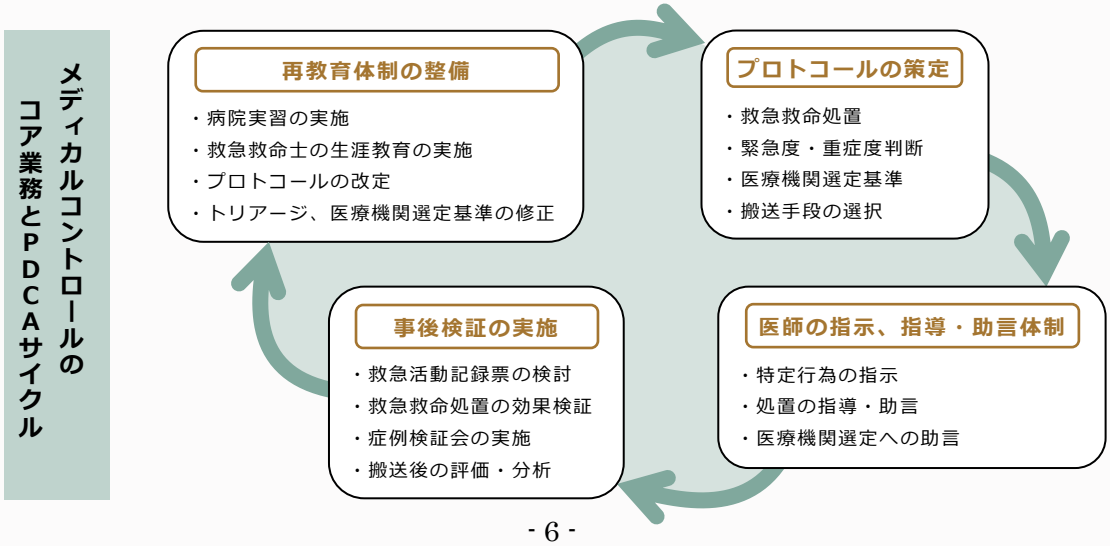

（６）住宅防火対策の推進

近年の住宅火災による死者数は、65歳以上の高齢者が７割以上占めており、非常に高い水準で推移しています。今後も高齢化が進むことが予想されるため、住宅火災による高齢者の死者数の割合はさらに増加する可能性があります。

このような状況を踏まえ、住宅における防火設備の充実や更新を促進する必要があり、住宅用火災警報器の設置や適正な維持管理及び定期点検の重要性について継続的に啓発していくことが重要です。また、初期消火に効果的な消火器などの普及を促進することで、より実効性のある防火対策を推進します。

（７）火災予防対策の推進

近年、我が国では火災による被害を最小限に抑えるため、火災予防対策の充実が急務とされています。そのため、国は火災予防に関する法律や制度の整備を進めています。

具体的には、施設における消防用設備の設置を促進し、消防法に基づく定期的な点検や検査を実施することで、火災の拡大を防ぐ体制を構築します。また、乾燥した季節には林野火災注意報や警報を発令し、地域住民に早期の警戒を促すことで、火災の発生を未然に防ぐための制度を整備しました。

（８）消防団員確保に向けた対策の推進



消防団員[vii]の減少に歯止めを掛けるため、平成18年度から消防団員確保のための全国的な運動が展開され、令和３年４月には、総務省消防庁長官通知において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が示され、消防団員の処遇改善がなされたところですが、全国の消防団員数は依然として減少を続けています。地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応能力の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取組等、地域の安全・安心の確保には不可欠な組織です。そのため、消防団の重要性を改めて認識し、地域の防災力を向上させる観点からも、以下のとおり積極的に消防団員の確保に努める対策を講じています。



○ 事業所との協力体制の推進（消防団協力事業所表示制度）

令和８年４月１日現在、消防団協力事業所は29あります。

○ 公務員・大学生・女性の入団促進

（９）消防の広域化

国は、消防力の維持・強化、住民サービスの向上及び行財政運営の効率化を図るため、市町村の消防の広域化や消防指令業務の共同運用を推進しています。本市においては、市域の広さ、地理的条件、現場到着時間、職員体制及び住民サービスへの影響を踏まえ、現行体制の充実を基本としながら、国・県及び他自治体の動向について情報収集を継続します。

ア　初動体制等の強化による住民サービスの向上

▶消防本部が保有する部隊数が増えるため、初動出動台数が充実し、初動体制・応援体制の強化が図られる。

▶管轄区域の見直しによる現場到着時間の短縮

イ　人員配置の効率化及び現場体制の充実

▶消防本部で事務などを担当する職員を、火災や救急などの現場活動を担う部門へ配置

▶予防業務・救急業務の高度化・専門化

▶通信指令システムの高度化・専門化

ウ　消防体制の基盤強化

▶広域化により財政規模が拡大するため、高度な車両や消防施設の計画的な整備が図られる。

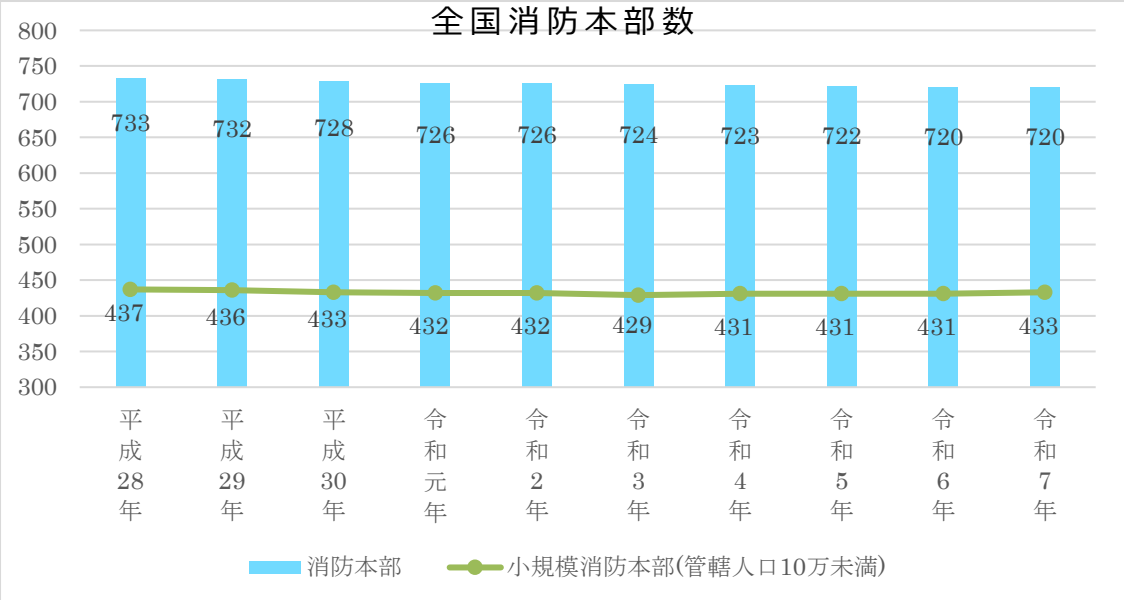

（各年４月１日現在の数値）＜出典：令和７年版消防白書＞

Ⅲ. 策定に向けた現状と課題

1　消防組織体制

（１）消防本部

新見市消防本部[vi]は、昭和23年３月７日に施行された消防組織法に基づき、昭和43年４月に発足し、昭和47年に隣接する１市４町で消防の広域化が図られ「新見地区消防本部」となりました。その後、平成17年３月31日に、この構成市町の自治体が合併し、「新見市消防本部」と改称されて現在に至っています。これまで１本部・１署・４分署で、各種災害に対する消防体制を構築し、組織・施設・装備等の全般にわたり消防力の充実・強化が図られてきました。現在、消防本部は総務課、予防課、警防課の３課で組織されています。

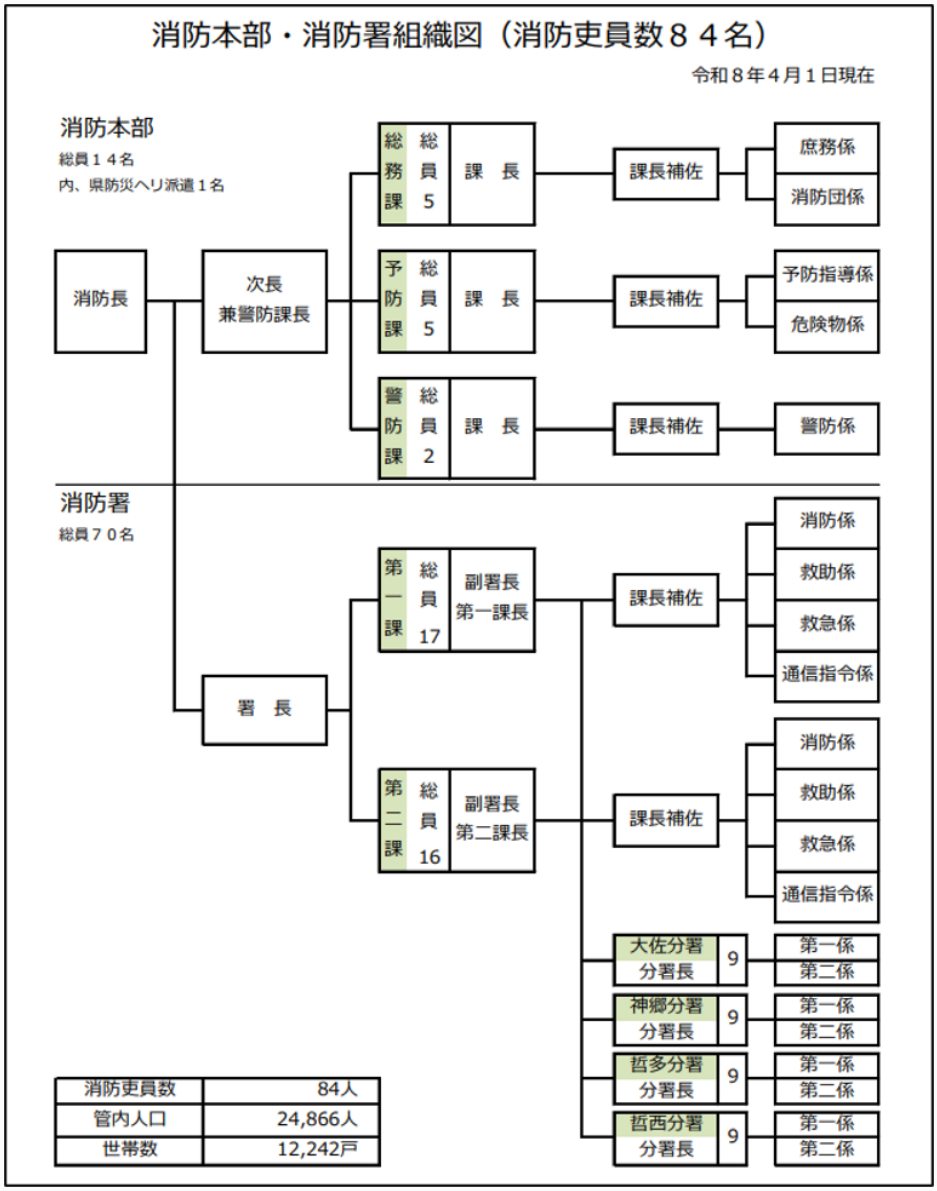

（２）消防署

新見市消防署は、１消防署・４分署体制のもと、24時間、２交替制の隔日勤務で、火災をはじめとする各種災害や救急要請に対応しています。

（３）消防庁舎の位置及び管轄区域

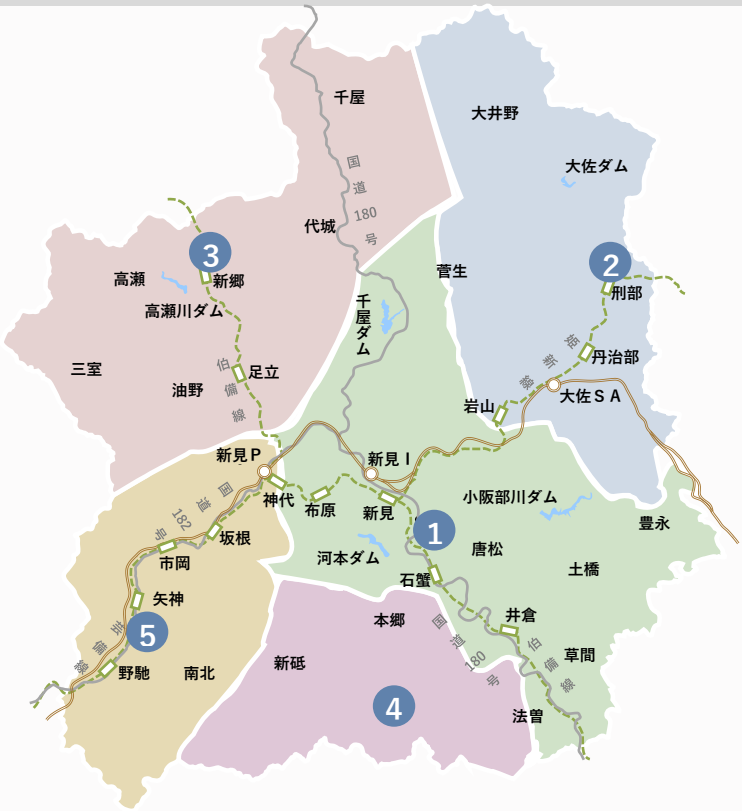



①新見市消防本部・消防署
新見市新見 186 番地



②大佐分署
新見市大佐小阪部 1327 番地 1



③神郷分署
新見市神郷釜村 1187 番地 1



④哲多分署
新見市哲多町矢戸 701 番地 2



⑤哲西分署
新見市哲西町矢田 2559 番地 4

2　警防体制

近年、災害や事故が複雑・多様化、大規模化しており、平成30年７月に岡山県下で発生した記録的な豪雨災害では、河川の氾濫により多数の死者や家屋の損壊が発生するなど市民生活に甚大な被害が及びました。また、令和元年９月に新見市内で発生した局地的豪雨災害では、家屋の浸水や土砂流入により市街地に甚大な被害が及びました。このような状況の中、従来の災害対応に加え、あらゆる災害の発生を視野に入れ、全ての災害に的確に対応できる警防体制を確立させるため、資機材の増強、消防水利の整備はもとより、実践的な訓練を行い災害対応能力の強化を図るなど、市民が安全に安心して生活できるまちづくりに積極的に取り組んでいます。



平成 30 年 7 月豪雨

（１）火災

近年の火災形態は、建物の構造・材料等の変化に伴い、火災の様相も急激に変化してきていることから、様々な火災に対応するために、さらなる隊員の知識・技能の向上が求められています。また、消防職員の若年化により、火災の現場経験が少ない職員に対する実践的な訓練も必要とされています。このため、消防学校等での最新機材を有効活用した実務訓練等を繰り返し実施することにより、隊員の資質向上に努めています。

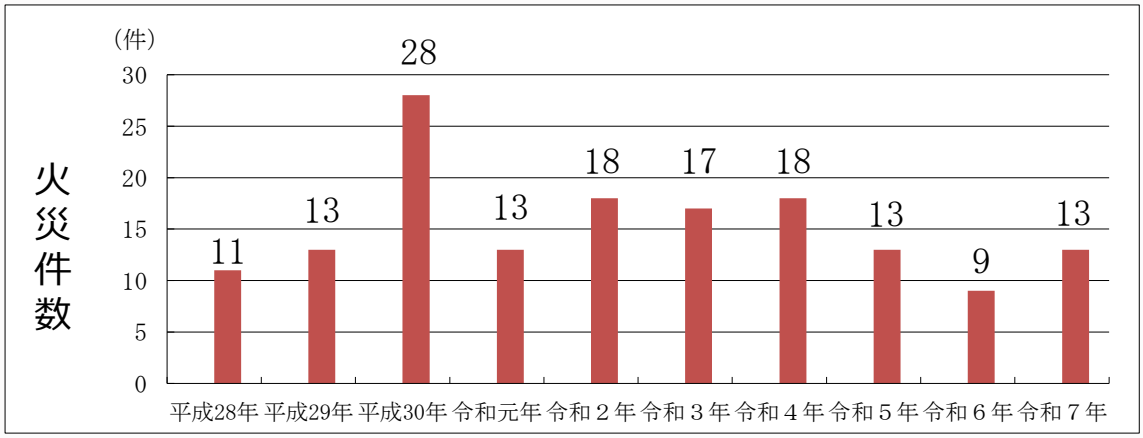

（２）救助



昭和61年４月の消防法改正に伴い、救助隊が法的に位置付けられたことから、消防機関が担う救助業務は、時代の変遷とともに、火災、交通事故、水難事故、自然災害を初め、化学災害などの特殊な災害に及ぶものとなっています。これらの災害に迅速かつ的確に対応できるよう、消防署に救助隊を配置し、救助業務を担っています。

（３）救急



消防本部では、より質の高い救急業務を遂行するため、救急業務の高度化や円滑な救急搬送、受入体制の構築に取り組んでいます。救急隊は、本署へ２隊、分署へ各１隊を配置し、計６隊で市内の救急業務を担っていますが、専任救急隊はなく、消防隊、救助隊との兼務運用となっています。

救急業務の高度化については、救急救命士の計画的な養成、継続的な救急救命士の病院実習及び一般救急隊員に対する再教育の実施のほか、地域メディカルコントロール協議会と調整を図りながら、着実に進めています。

また、円滑な救急搬送、受入体制を構築するため、救急事案によっては救急隊員の増員や救急救命士の応援出場、さらには、ドクターヘリ・ドクターカー・消防防災ヘリを早期に要請するなど、円滑な救急搬送に努めています。受入体制については、新見医師会や新見市メディカルコントロール協議会と連携を図り、症例検証会等を通じて継続的に協議を行っています。

さらに、学校や事業所での救急講習をはじめ、年６回の普通救命講習、年２回の上級救命講習を定期的に開催するなど、１人でも多くの市民が応急手当を行うことができるよう育成に努めています。

（４）通信指令

令和７年８月の新庁舎移転に伴い、一部の機器を更新するとともに、浸水リスクを踏まえ通信指令室を２階に整備しました。

また、災害時における災害対策本部において円滑かつ迅速な情報共有を可能とするため、電子黒板等の情報共有機材を導入し、連携体制を強化しました。

さらに、救命率向上のため、通信指令員が119番通報時から救急車が到着するまで、通報者に必要な応急処置を指導する「口頭指導」についても積極的に実施しています。



（５）施設・装備

複雑・多様化、大規模化する各種災害に対応するためには、災害対応の拠点としての役割を果たす施設を初め、装備、資機材が必要不可欠であることから、車両や資機材の増強を積極的に推進しています。

ア 庁舎施設

昭和50年代に建設された消防庁舎は、消防車両の大型化、災害の多様化による資機材の増強、安全性・機能性の観点から、抜本的な改善が必要であったことから、令和５年度から新消防庁舎の建設を始め、令和７年５月に完成し、同年８月から運用を開始しました。

なお、分署については、平成に入ってから順次建て替えが完了していますが、建て替えから20年以上が経過していることや、職場環境整備の観点からユニバーサルデザインを取り入れた改修が必要な状況です。

令和７年５月	消防庁舎新築(敷地面積4,938.33㎡) 鉄筋コンクリート造３階建て　延床面積2,302.38㎡ 訓練棟 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）５階建て　延床面積：484.56㎡
平成９年３月	大佐分署新築(敷地面積1,280.69㎡、建物面積270.06㎡)
14年３月	神郷分署新築(敷地面積1,274.31㎡、建物面積267.52㎡)
15年２月	哲西分署新築(敷地面積1,281.29㎡、建物面積268.25㎡)
16年３月	哲多分署新築(敷地面積816.95㎡、建物面積268.00㎡)

イ 車両配備

本署には水槽付き消防ポンプ車、多目的消防ポンプ車、資機材搬送車、指揮車、消防ポンプ車、救助工作車を各１台、救急車を２台、各分署には消防ポンプ車、救急車を各１台配備し、合計16台で各種災害に対応しています。


水槽付き消防ポンプ車


多目的消防ポンプ車


資機材搬送車


消防ポンプ車


救助工作車



救急車

ウ 資機材整備

災害活動用資機材は、消防車両の整備とともに積載品として整備しているほか、高度救急資機材や高度救助用資機材など、災害種別に応じた活動用資機材を順次整備しています。特に救急隊は、急速に拡大していく救急救命処置に対応するため、高度救急資機材の整備はもとより、救急救命処置を適切に実施するために訓練用資機材の充実を図っています。

また、個人装備品である防火衣等も計画的に更新し、職員の安全確保に努めています。



ドローン


救助用ボート

（６）消防水利



火災の発生時に迅速な消火活動を行うための消防力の３要素として、消防水利は、装備（施設）及び人員とともに重要です。消防本部では、消防水利の定期的な調査を実施するとともに、消防水利が少ない地域に防火水槽を新設するなど、消防水利の整備に努めています。

３　予防体制



予防業務については、消防本部予防課が中心となり、一般住宅や事業所からの火災を予防することを目的に、市民に対しては、春と秋の火災予防運動週間をはじめ、文化財防火デー、危険物安全週間に防火教育訓練を開催するなど、防火意識の高揚、防火思想の普及啓発に努めるとともに住宅用火災警報器の適正な設置に向けた指導を行っています。また、事業所に対しては、火気の使用、取扱いや消防用設備等の設置指導、危険物施設等の許認可や検査、防火対象物等への立入検査を行っています。

近年、業務内容は、高度化、多様化しており、防火対象物にかかる違反是正などの業務を円滑に遂行するために、より高度な知識と技術が職員に求められています。

このことから、消防庁は平成18年４月から「予防技術資格者」の資格を有する職員１人以上を、消防本部に配置することを定めました。当消防本部においても資格取得者の養成に努めており、令和８年４月１日現在、10名が保有しています。



・危険物取扱者保安講習



・防火対象物立入査察



・消火器取扱い指導

4　新見市消防団の状況

新見市消防団[vii]は、令和８年４月１日現在、１本部９分団44部、852名の団員で構成されています。

消防団は、消防組織法に基づいて市町村に設置されている非常備の消防機関であり、消防団員は日常、各自の職業に従事しながら郷土愛護の精神に基づき消防活動に従事する非常勤特別職の地方公務員です。



日頃から消火栓点検や消防ポンプ点検、さらには厳正な規律訓練や消防操法訓練等を行い、火災の発生に備えています。



また、消防団は消火活動のみならず、地震や風水害等多数の人員を必要とする大規模災害時の救助活動、避難誘導、災害防ぎょ活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した活動により、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしています。

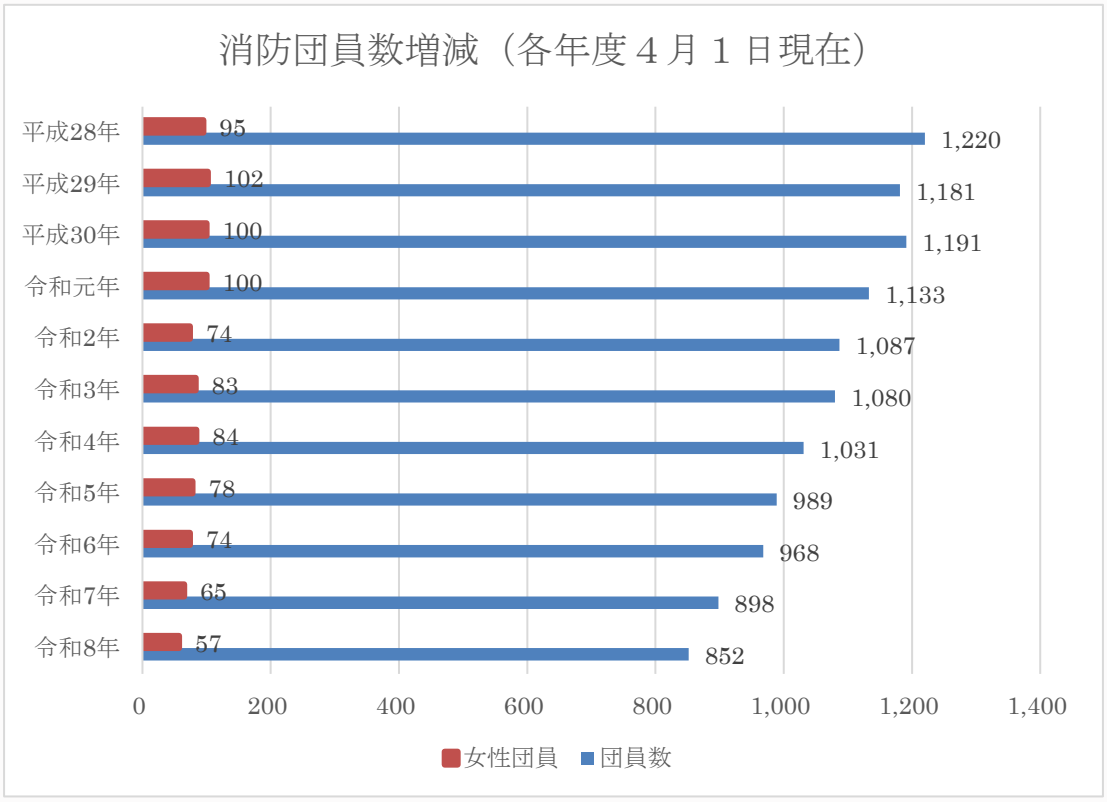

新見市消防団 組織図

（１本部９分団 44 部）

令和８年４月１日現在

団本部　26

- **団　長**（１）
- **副団長**（３）
- 分団長（９）
- 学生機能別（13）

		本部			第１部	第２部	第３部	第４部	第５部	第６部	第７部
中部分団 92	高尾(向田を除く)、西方(段、小南、宗金を除く)、唐松の一部(灰貝)、新見、石蟹、正田(広瀬を除く)、金谷	17	分団長	1	28	28	19				
			副分団長	6							
			女性(団員)	3							
			一般機能別	7							
南部分団 62	長屋、唐松(灰貝を除く)、正田の一部(広瀬)、井倉、法曽、足見の一部(矢茂、向尻及び姫原)、草間の一部(谷合、棚ガ瀬及び広石)	14	分団長	1	14	14	8	12			
			副分団長	6							
			女性(団員)	1							
			一般機能別	6							
東部分団 92	草間(谷合、棚ガ瀬及び広石を除く)、土橋、足見(矢茂、向尻及び姫原を除く)、豊永佐伏、豊永赤馬、豊永宇山	22	分団長	1	16	15	12	10	17		
			副分団長	7							
			女性(団員)	4							
			一般機能別	10							
北部分団 94	上熊谷、下熊谷、菅生(千原、小原、灰が峠、阿福、塩津及び別所を除く)	18	分団長	1	25	19	18	14			
			副分団長	7							
			女性(団員)	3							
			一般機能別	7							
西部分団 73	坂本、馬塚、上市、西方の一部(段、小南及び宗金)、高尾の一部(向田)、菅生の一部(千原、小原、灰が峠、阿福、塩津及び別所)、足立、千屋井原、千屋花見、千屋実、千屋	12	分団長	1	19	12	6	15	9		
			副分団長	3							
			女性(団員)	7							
			一般機能別	1							
大佐分団 108	大佐小阪部、大佐永富、大佐上刑部、大佐大井野、大佐小南、大佐布瀬、大佐田治部	21	分団長	1	14	15	11	10	14	12	11
			副分団長	8							
			女性(団員)	8							
			一般機能別	4							
神郷分団 106	神郷下神代、神郷高瀬、神郷油野、神郷釜村	27	分団長	1	18	10	16	19	16		
			副分団長	7							
			女性(団員)	2							
			一般機能別	17							
哲多分団 100	哲多町本郷、哲多町宮河内、哲多町花木、哲多町荻尾、哲多町成松、哲多町老栄、哲多町矢戸、哲多町蚊家、哲多町田淵、哲多町大野	18	分団長	1	12	19	8	8	19	16	
			副分団長	9							
			女性(団員)	4							
			一般機能別	4							
哲西分団 99	哲西町矢田、哲西町上神代、哲西町畑木、哲西町八鳥、哲西町大竹、哲西町大野部	12	分団長	1	29	17	11	11	19		
			副分団長	6							
			女性(団員)	3							
			一般機能別	2							

5　自主防災組織等

（１）自主防災組織





自主防災組織[viii]は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき、自主的に結成された組織であり、災害による被害を未然に防ぎ、災害発生時の被害を軽減するための活動を行う組織です。

平時には防災知識の普及や啓発、地域内の安全点検や防災訓練などを行い、災害が発生した場合には情報を収集して住民に伝えるとともに、初期消火や避難誘導、避難所の運営などを担います。

本市においては、令和８年５月１日現在、34の自主防災組織が結成されています。

消防本部では、自主防災組織に対して災害対応に必要な基礎的な初動対応から、実践的な防災訓練に至るまで幅広く地域に応じた訓練指導を随時行い、地域防災力の向上に努めています。

（２）防火委員会





防火委員会は、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ等で組織されており、地域住民の安全・安心を守るため、火災予防の啓発及び防火活動を展開するとともに、各クラブの育成や会員の研修に努めています。

本市の防火委員会は、令和８年４月１日現在、市内22団体が参加し、1,702名の会員で組織されています。

幼い頃から火災予防思想の高揚を図る「自助」を学び、地域住民同士の「共助」に携わっていくことは、地域防災力の向上に欠かすことはできません。

6　主要な課題

前半５年間の取組により、本署庁舎整備など消防体制の基盤整備は一定程度進みました。一方で、人口減少、救急需要の高水準、医療提供体制の変化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、消防職員及び消防団員の確保、地域防災力の維持などが課題となっています。

今後は、限られた人員、車両、施設及び資機材を市全体で有効に活用し、消防・救急サービスの水準を維持するとともに、自助・共助・公助の連携を強化し、計画の実施状況を継続的に検証しながら必要な改善を図っていくことが求められます。

項　目	課　題
持続可能な消防体制の構築	・限られた人員と予算でのやりくり ・対象エリアの広さと交通網の脆弱さ ・自助・共助・公助の役割分担　等
消防署・分署	・本署と分署の業務量の偏り ・火災への適切な対応 ・人材育成に充てる時間の確保　等
消防団	・団員数の減少 ・高齢化の進行 ・負担の大きさ　等
自主防災組織	・組織の設立に地域差 ・防災リーダー等人材の確保 ・コミュニティの弱体化　等
救急・医療連携	・高い水準で推移する救急需要 ・救急隊員の再教育の機会確保 ・高まる医療機関の重要性　等
人材確保・職員環境	・消防職員の採用と定着（確保） ・育成にかかる時間の確保 ・職場環境　等
地域との連携	・市民の防災意識向上 ・地域資源の活用・連携の不足 ・参加機会の確保と継続　等

＜参考＞消防学校教育訓練内容

	課　　程			目　　的
消防職員	初任教育			消防全般にわたる基礎教育を行うとともに消防職員としての自覚と消防精神の高揚を図り、災害防除の重責を遂行できる消防職員を養成する。
	幹部教育	初級幹部科		指揮監督能力を練成するとともに消防行政推進に必要な知識と技術を修得させ、初級幹部にふさわしい消防職員を養成する。
		中級幹部科		組織の管理運営や現場活動の安全管理など職場における監督者としての幅広い知識を修得させ、中級幹部にふさわしい消防職員を養成する。
	専科教育	警防科		それぞれ特定の分野に関する専門的な知識と技術を修得させる。
		予防科		
		火災調査科		
		救急科		
		救助科		
	特別教育	水難救助科		水難救助技術の向上を図り、日本赤十字社の救助員の資格を取得させる。
		実火災体験型訓練研修		実火災体験型訓練施設を使用して火災の性状を理解し、必要な知識と技術を修得させる。
		通信指令研修		１１９番入電時の災害選定、現場特定並びに口頭指導等に必要な知識及び技術を修得させる。
		ブラッシュアップ研修		各事象の想定訓練を通して、さらなる高度な技術、知識及び判断力を修得させる。
		実火災体験型訓練指導者研修		実火災体験型訓練施設を安全に使用するにあたり、指導者として必要な知識と技術を修得させる。
消防団員	基礎教育			消防団員として必要な知識と技術を修得させる。
	幹部教育	初級幹部科		指揮能力の向上を図る等、初級幹部に必要な知識と技術を修得させる。
		指揮幹部科	現場指揮課程	各種災害時の現場指揮、安全管理及び防災指導要領を修得させる。
			分団指揮課程	災害時の分団の管理運営要領及び効果的な現場活動のあり方を修得させる。
	専科教育	警防科		災害現場活動に必要な知識と技術を修得させる。
		機関科		ポンプ運用等、機関員として必要な知識と技術を修得させる。
	特別教育	水災害等対応講習		水災害現場活動に必要な知識と技術を修得させる。
		女性活躍推進研修		女性消防団員に必要な知識と技術を修得させる。
自主防災組織等	事業所自衛消防隊員教育			消防防災に関する基礎知識と技術を修得させ、事業所災害の防止を図る。
	少年消防クラブ員教育			消防の仕事を認識させるとともに防火意識の高揚を図る。
	女性防火クラブリーダー研修			防火、防災と災害時の活動について必要な知識と技術を修得させる。
	各自主防災組織等研修			防災に関する基礎知識と技術を修得させ、防災意識の高揚を図る。

Ⅳ. 主要な取組

1　消防本部・消防署の取組

人口減少が進む中でも、消防・救急需要に対応する体制を維持する必要があります。一方、本署と分署の業務量には偏りがあり、消防活動に必要な隊員の確保、職員の教育訓練に充てる時間の確保、安定的な人材確保が課題となっています。署所ごとの固定的な人員配置を前提とした運用を見直し、市全体の消防力を有効に活用する必要があります。

（１）持続可能な消防体制への転換

人口減少や消防・救急需要の変化を踏まえ、既存の消防拠点や車両を生かしながら、署所ごとに固定していた人員配置を見直し、災害や救急需要に応じて必要な部隊を市全体で確保する「スマートシュリンク」の考え方に基づき、持続可能な消防体制への転換を進めます。この考え方は、署所を地域からなくすことを目的とするものではなく、地域に必要な消防機能を守るために、既存の拠点を活用しながら人員と車両を柔軟に運用するものです。

ア　消防力の一元管理と運用

本署を市全体の消防力を総合的に管理する中核とし、分署施設を本署と一体となって初動対応と迅速な現場到着を実現するための活動拠点として位置付けます。そのため、地域の消防・救急需要や運用状況に応じて、分署を分遣所とするなど、柔軟な施設運用を進めます。これにより、本署に集中する救急需要に対応するとともに、市内全域の火災・救助等に備え、特殊車両を含む各部隊の活動に必要な人員を確保し、実際に出場・活動できる部隊を編成します。

イ　人員・車両・資機材の適正配置

消防需要、地域特性及び現場到着時間等を継続的に把握し、人員、車両及び資機材を適正に配置します。また、従来の固定的な配置にとらわれず、災害発生状況や消防・救急需要に応じて、職員及び車両を市全体で柔軟に運用できる体制へと見直します。消防ポンプ自動車等については、「消防力の整備指針」を踏まえ、消火活動、救助活動及び安全管理を適切に実施できる体制を確保するため、原則４名の搭乗を基本とする体制を構築し、活動隊員の安全確保と現場活動の実効性向上を図ります。この体制への移行に当たっては、現行の署所を地域の消防・救急需要を支える拠点として活用しつつ、勤務体制、出場計画、車両運用、通信指令及び施設改修を一体的に調整します。新たな運用については、必要な事前準備と職員への周知・訓練を行い、安全性と対応力を確認しながら取り組み、検証結果に基づき改善を重ねます。

ウ　初動・応援体制の強化

ア及びイの取組を通じて、複数の災害や救急事案が同時に発生した場合を含め、災害発生場所に応じて最も迅速かつ効果的に対応できる出動・応援体制を構築します。

エ　運用状況の検証と改善

新たな消防体制の運用開始後は、現場到着時間、出場件数、部隊の移動状況、部隊の出場や移動などにより署所に隊員が一時的に不在となる状況、運用変更の理由、市民からの苦情・意見等を継続的に記録・検証します。特に、地域における消防・救急サービスの水準維持を重視し、検証結果に基づき必要な改善を行います。

（２）消防・救急・救助体制の充実

消防・救急需要や災害の複雑・多様化に対応するため、車両・資機材の計画的な更新を確実に進めるとともに、職員の専門能力の向上と教育訓練の充実に必要な時間を確保します。

ア　消防・救急車両の整備・更新

消防・救急需要や災害の複雑・多様化に対応するため、車両の配置場所、台数及び種別を見直します。更新に当たっては、必要な活動能力と安全性を確保し、地域の道路条件や維持管理の負担も考慮して、用途に適した車両を計画的に配備します。

イ　救急体制の充実

指導救命士を中心とした再教育を進め、観察、判断、処置及び搬送先選定能力の向上を図ります。また、メディカルコントロール体制の充実を図るとともに、医療機関やドクターヘリ等との連携を強化し、傷病者の状態に応じた適切な処置と円滑な搬送につながる救急体制を充実します。

ウ　救助体制の充実

自然災害や複雑・多様化する事故等に対応できるよう、専門的な救助隊員を育成するとともに、関係機関との合同訓練や実践的な訓練を充実します。

エ　訓練施設の活用

本署の訓練施設を有効に活用し、消防職員及び消防団員の実践的な教育・訓練を充実させるとともに、市民や事業所等を対象とした体験型の防火・防災教育にも活用します。

オ　救命・救急に関する市民啓発

市民自身による適切な応急手当と救急車の適正利用を促進するため、救急安心センター（#7119）ixの周知・啓発を進めます。また、心肺蘇生法、AEDの使用方法、止血法など、救急現場に居合わせた市民が救急隊到着までに実施できる応急手当を学ぶ普通救命講習について、市民が受講しやすいよう開催日時や実施方法を工夫し、応急手当の知識と技術の普及を進めます。

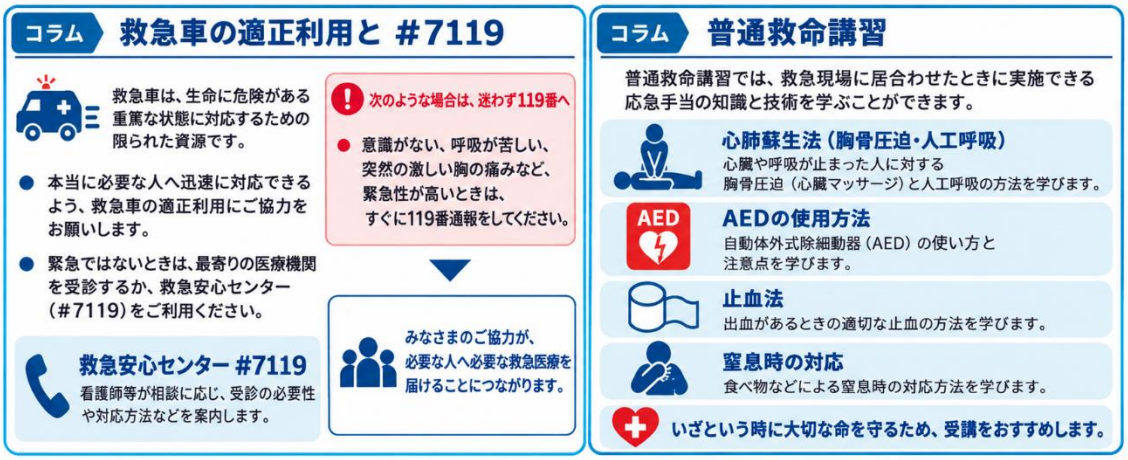

（３）人材の確保・育成と環境整備

将来にわたり消防力を維持するため、安定的な人材確保と専門性の高い職員の育成を進めます。また、人材の育成や職員の休養に必要な時間を確保できるよう、勤務体制の見直しを含め、職場環境を整備します。

ア　研修・技能向上や休養に必要な時間の確保

（１）アで示した消防力の一元管理と運用に併せ、適切な勤務管理により、研修・技能向上に充てる時間と休養の時間を確保し、人材確保・育成を進めます。

イ　人材の確保

若者や女性を含めた幅広い人材の確保に取り組むとともに、職員が仕事と家庭生活を両立し、安心して働き続けることのできる職場環境を構築します。

ウ　多様な業務に対応できる人材の育成

消防・救急・救助・予防・通信指令等に必要な知識・技術を身につけ、複数の業務へ柔軟に対応できる職員を計画的に育成します。

エ　管理・監督能力の向上

（１）アに掲げる消防力の一元管理と運用及び本項アに掲げる時間の確保を

実現するため、管理職及び現場指揮者のマネジメント能力並びに安全管理能力の向上を図ります。

オ　安全管理と健康管理

災害現場における安全管理を徹底するとともに、安全装備・資機材の充実、実践的な教育・訓練及び職員の心身の健康管理を進め、事故や負傷の防止を図ります。

（４）消防DX・通信指令体制の強化

消防に欠かせない通信システムと付帯設備については、耐用年数や保守契約等を踏まえた計画的なメンテナンス・更新を確実に進めます。また、これらを適切に運用し、迅速かつ的確な情報収集、指令及び災害対応ができる体制を構築します。加えて、ICTや新技術を活用することで、業務のさらなる効率化を進めます。

ア　高機能消防指令システム

令和12年度が機器の更新時期とされていることから、運用体制の最適化や近隣自治体等との連携の可能性を含め、計画的なシステムの更新を進めます。

イ　消防救急デジタル無線

令和12年度が機器の更新時期とされていることから、組織間の相互通信、消防DX及びセキュリティを考慮し、最適な通信環境の整備を進めます。

ウ　消防DXの推進

映像・位置情報、AI等の新技術を活用し、情報共有、意思決定及び災害対応の高度化・効率化を進めます。

（５）火災予防・地域防災力の強化

日常の消防業務を確実に実施することに加え、火災の未然防止と被害軽減をさらに進めるため、消防団、自主防災組織、事業所、新見公立大学をはじめとする教育機関及び地域コミュニティとの連携を深め、地域全体の災害対応力を高めます。

ア　住宅防火対策

住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を促進するとともに、高齢者等を対象とした効果的な住宅防火対策を推進します。

イ　査察・危険物施設の安全対策

火災危険性等に応じた査察を確実に実施し、危険物施設への適切な指導及び事故防止対策を推進します。

ウ　予防人材の育成

予防業務の高度化・多様化に対応するため、予防技術資格者等を計画的に育成します。

エ　地域と連携した防災活動の推進

消防団、自主防災組織、事業所、新見公立大学をはじめとする教育機関及び地域コミュニティと連携し、防災教育・訓練を進めます。また、学生の学びや地域活動、事業所の人材育成など、それぞれの活動に防災の視点を取り入れ、多様な主体が、防災活動に継続して参加できる仕組みづくりを進めます。

2　消防団の取組

消防団員数が減少し、団員の高齢化も進む中で、将来にわたり地域の消防・防災活動を維持するための担い手を確保することが課題となっています。また、団員が継続して活動できるよう、活動内容や参加方法、車両・施設・装備等を含む活動環境を地域の実情に応じて見直す必要があります。

（１）消防団員の確保・育成

多様な人材が参加しやすい環境を整備し、将来の担い手を確保・育成します。

ア　多様な消防団員の確保

地域の実情やライフスタイルの変化を踏まえ、活動内容や参加方法を柔軟に見直します。また、機能別団員制度等を活用し、多様な人材がそれぞれの事情や能力に応じて参加・活動できる仕組みを構築します。

イ　次世代の担い手育成

小学生・中学生・高校生を対象とした広報活動、職場体験、各種イベント及び防災教育等を通じて、消防団の役割や魅力を伝え、将来の地域防災を担う人材を育成します。

（２）活動基盤の維持・活動のサポート

消防団活動を支える車両、施設、装備等について、国・県等の支援制度の活用を含め、必要な財源の確保と有効活用を図りながら計画的に更新・改修するとともに、団員が活動しやすい仕組みを構築します。

ア　車両・活動拠点の維持

活動の中核を担う消防団車両と活動の拠点となる詰所・機庫は、常時使用できる状態を確保するため、計画的に点検・メンテナンス・更新を進めます。

イ　装備・資機材の維持

消防団員が安全かつ効果的に活動できるよう、被服、装備及び資機材の適切な維持管理と充実を図ります。

（３）地域に根ざした消防団活動の推進

人口減少や社会環境の変化を踏まえ、地域の実情や団員個々の事情を考慮した消防団活動を進めます。

ア　地域に根ざした消防団活動

地域行事や防災活動等への参加を通じて、地域住民とのつながりを深め、地域の実情に即した消防団活動を推進します。また、多様な人材の確保を進めるとともに、それぞれが能力を発揮できる役割分担を検討します。

イ　団員が活動しやすい環境づくり

消防団員が安心して継続的に活動できるよう、仕事や家庭等の個々の事情に配慮し、訓練や活動に伴う負担の軽減、訓練日時の調整、地域行事等と組み合わせた活動などにより、参加しやすい活動環境を整備するとともに、サポート体制を構築します。

ウ　消防団活動への理解促進

消防団の役割や活動内容を広く周知し、市民及び事業所の消防団活動への理解と協力を促進します。

（４）消防本部・地域・事業所との連携強化

大規模災害等に迅速かつ効果的に対応するため、消防本部及び消防署、消防団、自主防災組織並びに事業所等が平常時から連携し、地域全体で災害に対応できる体制を構築します。

ア　消防本部・消防署との連携

定期的な情報共有や合同訓練を実施するとともに、災害時の役割分担を確認し、消防本部及び消防署と消防団が円滑に連携する災害対応体制を構築します。

イ　自主防災組織との連携

災害に備え、日頃から地域のイベント等で協働し、交流を深めるとともに、継続して連携できる仕組みを構築します。

ウ　事業所との連携

消防団協力事業所表示制度を活用し、事業所の消防団活動への理解と協力を促進し、事業所との円滑な連携体制を構築します。

エ　人材・資機材の有効活用

大規模災害時に、人材、車両及び資機材を有効に活用できるよう、関係者が保有する資源と活用可能な範囲を把握し、連絡方法や協力を求める手段を確認しておきます。訓練等を通じて連携方法を検証し、地域全体の災害対応力の向上につなげます。

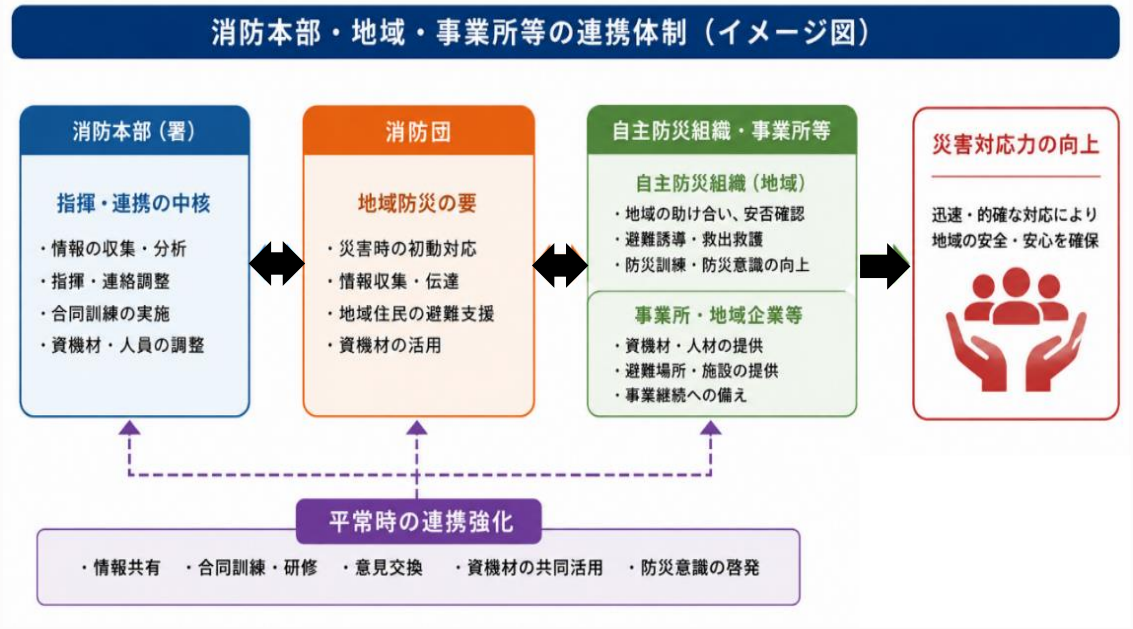

3　自主防災組織等の取組

大規模災害には、公助のみで対応することは困難です。そのため、市民一人ひとりの自助の力と地域で支え合う共助の力を高めるとともに、日頃から消防本部・消防署、行政、消防団、自主防災組織及び事業所等の間で情報を共有し、いつでも連携できる体制を整えておきます。

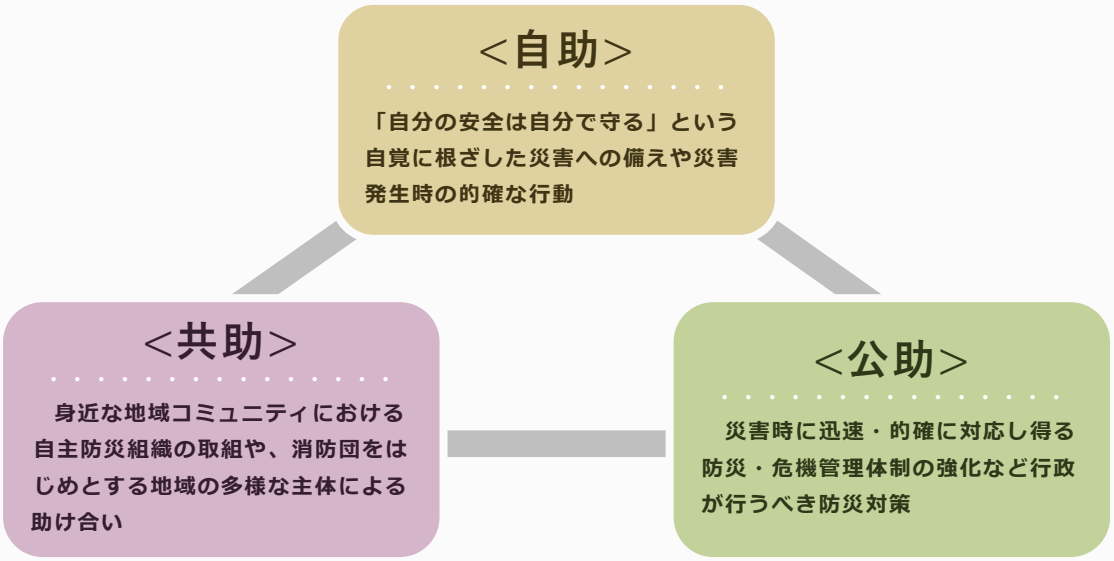

（１）自主防災組織等の活動強化

地域の自助・共助の取組を支援します。

ア　定期的な防災訓練の実施

地域の災害特性を踏まえ、避難、初期消火、救出・救護等の実践的な訓練を継続して実施します。また、訓練を継続して実施できるよう、訓練プログラムの作成を支援します。

イ　自主防災活動への支援

消防・行政が自主防災組織等の活動状況をモニタリングし、必要な支援を行います。また、地域内の防災資源（人材、資機材等）を把握し、地域の自助・共助で対応できることを確認・検討する仕組みを構築します。新見公立大学と連携し、地域のつながりや活動の担い手、強み・課題を把握・分析するとともに、その結果を生かし、住民が主体的に参加できる活動の企画や、参加のきっかけづくりを支援します。

（２）地域防災を担う人材の育成

地域防災活動を将来にわたって継続するとともに、災害時に地域の人材やコミュニティの力を有効に活用できるよう、防災を担う人材を計画的に育成します。

ア　防災リーダーの育成

地域の中心となって防災活動を推進し、災害時には資機材の活用を調整するとともに、地域の人材と行政・消防等をつなぐ役割を担う防災リーダーを計画的に育成します。

イ　防災教育・啓発の推進

出前講座、広報及び体験活動等を通じて、幅広い世代の防災意識の向上と知識の普及を図り、地域防災活動への参加を推進します。

ウ　学生等の地域防災活動への参画

防災士資格を持つ学生や学生機能別団員をはじめとする若い世代が、学びを生かして地域の防災活動に継続的に参画できる仕組みを整え、次世代の防災人材を育成します。また、こうした活動への参画を通じて、学生等が将来、他の地域や就業先でも防災活動を担えるよう、実践的な経験を積む機会を提供します。

（３）消防・行政・地域との連携強化

地域全体で防災活動を担うため、消防・行政・地域が情報を共有し、連携を深めます。

ア　情報共有・支援体制の強化

消防団員が自主防災組織の主なメンバーを兼ねるという地域の特徴を生かし、平常時から、情報共有を進め、災害時に迅速に連携と必要な支援ができる体制を構築します。

イ　消防団との連携

災害に備え、消防団に所属しない自主防災組織のメンバーにも、地域のイベント等への参加を促し、消防団員との交流を深めます。また、こうした交流を継続できる仕組みを構築します。

（４）事業所との協力体制の構築

大規模災害による被害の最小化と経済活動の早期復旧を図るため、消防・行政と連携し、地域と事業所が相互に協力できる体制を構築します。

ア　事業所の防火・防災体制の強化

市は防火管理者等への講習・研修を充実し、事業所の自衛消防体制の強化を支援します。

イ　情報共有・意見交換

地域と事業所が定期的に情報交換・意見交換を行い、防火・防災に関する情報共有を進めます。

ウ　災害時の協力体制

大規模災害時に地域と事業所が相互に協力できるよう、相互応援協定等の締結を含め、連携体制の構築を進めます。

4 計画の推進と検証

構想計画に掲げる取組については、具体的な事業、実施時期、数値目標、担当部署及び検証方法を整理し、計画的に推進します。各年度、取組の進行状況、現場到着時間、出場件数、部隊の移動状況、部隊の出場や人員の移動などにより署所に隊員が一時的に不在となる状況、消防・救急需要並びに市民及び職員の意見等を確認し、必要に応じて事業及び運用を改善します。計画期間の終了時には、検討委員会等による検証を行い、その結果を次期計画へ反映します。また、各年度の進行管理及び担当者間の引継ぎを確実に行い、組織として継続的に計画を推進します。計画の推進に当たっては、消防本部と庁内の関係部局が役割を分担し、地域防災、人材確保、大学・地域との連携などの関連施策を横断的に調整します。検証では、目標の達成状況とその要因を分析し、効果のあった取組をさらに充実するとともに、課題のある取組は実施方法を見直します。市は、現場からの改善提案を受け止め、安全性を確保した上で新たな取組への挑戦と継続的な改善を支えます。

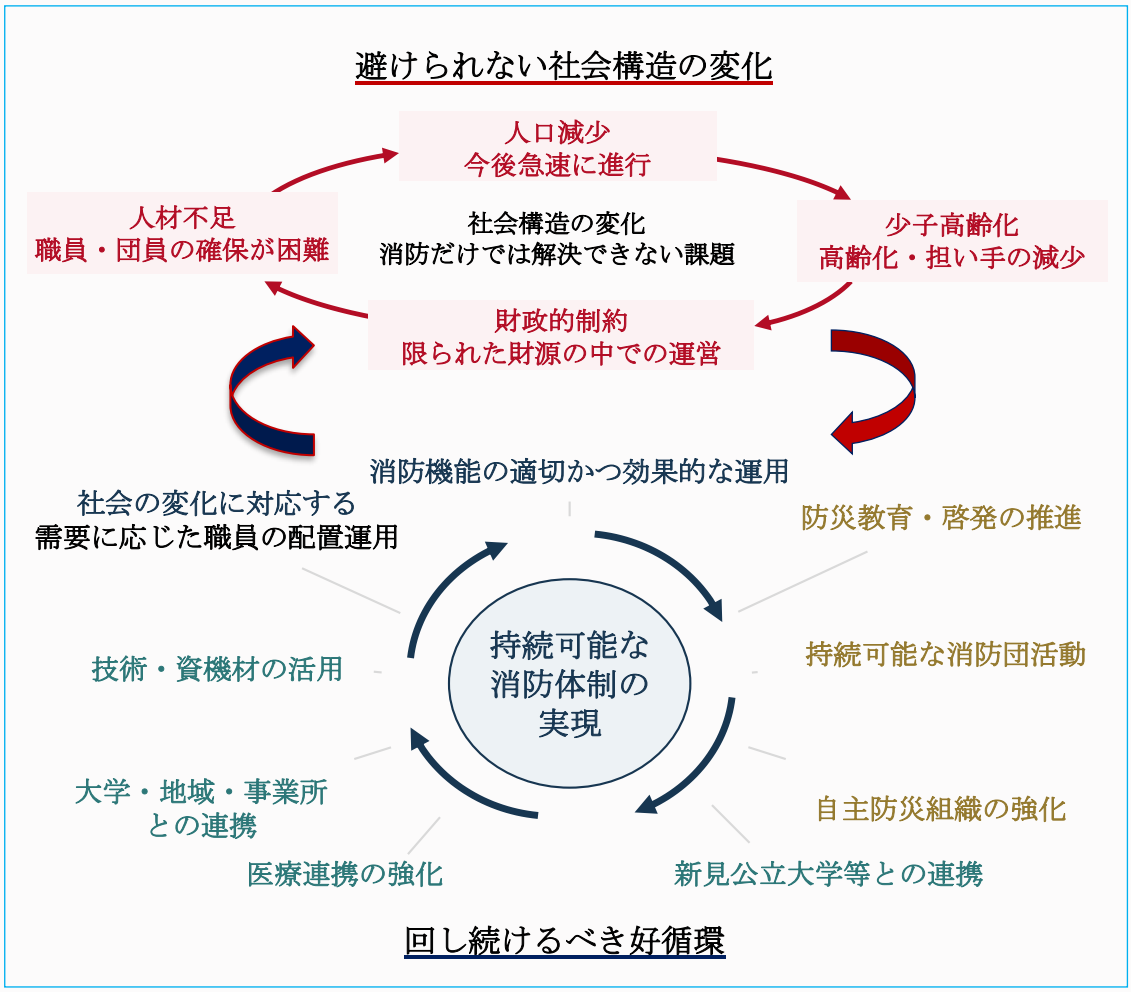

おわりに

消防の使命は、市民の生命、身体及び財産を守ることです。この使命は、時代が変わり、人口構造や地域の姿が変化しても、決して変わるものではありません。

しかし、その使命を果たすための方法は、社会の変化に応じて見直していかなければなりません。これまでと同じ体制をそのまま維持することだけが、消防力を守ることではありません。限られた人員、車両、施設及び資機材をどのように活用すれば、市民の安全・安心を将来にわたって守ることができるのかを考え、必要な見直しを行うことも、消防に課せられた責任です。

今回の見直しは、単に施設や体制を縮小するためのものではありません。守るべき機能を見極め、市全体の消防力を一体的に活用し、災害や救急需要に応じて柔軟に動くことのできる消防体制へ転換するためのものです。これは、限られた人員、車両、施設及び資機材の中で、必要な消防機能を将来にわたり維持していくための、スマートシュリンクの考え方に基づく見直しです。そのためには、組織の形を変えるだけでなく、職員一人ひとりが、これからの消防を自分たちでつくっていくという意識を持つことが必要です。

計画は、策定して終わるものではありません。実行し、検証し、必要に応じて改善し、次につなげていくことで、初めて意味を持ちます。現場で起きていることを見つめ、記録し、話し合い、改善を重ねることが、将来の新見市消防を支える力となります。

本計画に込めた思いは、今ある体制を守ることだけではなく、これから先も市民を守り続けることにあります。変えるべきものは変え、残すべきものは残し、次の世代の職員が胸を張って消防の使命を果たせるよう、組織として責任を持って歩みを進めていきます。

市民の安全・安心を守る消防であり続けるために、新見市消防本部は、これからも地域とともに考え、ともに備え、ともに前へ進んでいきます。

新見市消防本部

参考文献

ⅰ 新見市消防体制基本構想計画
https://www.city.niimi.okayama.jp/syoubou/
ⅱ 新見市消防体制基本構想検討委員会設置要綱
https://krr139.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView
ⅲ 第３次新見市総合計画 | 行政・議会 | 新見市 | 岡山県新見市 公式ホームページ
https://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/56.html
ⅳ 日本の地域別将来推計人口　令和５(2023)年推計｜国立社会保障・人口問題研究所
https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/t-page.asp
ⅴ 消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示 1） | 告示 | 総務省消防庁
https://www.fdma.go.jp/laws/kokuji/post4/
ⅵ 消防年報 | 消防本部概要 | 新見市消防本部
https://www.city.niimi.okayama.jp/syoubou/pages/about/report
ⅶ 消防団 | 新見市消防本部
https://www.city.niimi.okayama.jp/syoubou/pages/firebrigade/index
ⅷ 自主防災組織 | くらしのガイド | 新見市 | 岡山県新見市 公式ホームページ
https://www.city.niimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/471.html
ⅸ 救急車？病院？迷ったときは＃7119 にお電話ください - 岡山県ホームページ（地域医療推進課）
https://www.pref.okayama.jp/page/1032702.html

新見市消防体制基本構想計画

令和３年４月
令和６年１月改訂
令和８年４月時点修正
令和８年 11 月改訂

発行／新見市消防本部
編集／新見市消防本部総務課
〒718-0011　岡山県新見市新見 186 番地
℡0867-72-9119